

北本市 緑の基本計画



グリーンネットワーク北本
緑の回廊まちづくり

平成10年 北本市

■ 緑の基本計画における 将来都市像

はじめに

北本市では、昭和63年度に公園緑地の長期的な整備計画として緑のマスタープランを策定し、これに基づき公園の整備や緑地の保全に関する諸施策を実施してまいりました。

以来、当市の人口も約70,000人に達し、都市化の進展や緑に対する市民の関心の高まり等の社会情勢の変化に伴い、公園緑地やオープンスペースの計画についても見直しが必要となってまいりました。

こうしたことから、北本市における緑とオープンスペースの保全、創出に関わる施策をより総合的に且つ計画的に推進し、良好な生活環境を形成するため、緑地の保全及び緑化の推進に関して調査・検討を行い、新たに「北本市緑の基本計画」を策定したものであります。

今後は、この計画を基本とし、市内に残された貴重な緑地の保全、都市公園の整備等を推進し、本市の将来像であります「緑にかこまれた健康な文化都市」の実現を目指し努力してまいりたいと考えております。

この実現にあたりましては、市民や企業の皆様のご協力が不可欠となりますので、よろしくご理解、ご協力をお願い致します。

北本市長 新井 馨

緑ではぐくむ 快適な都市づくり

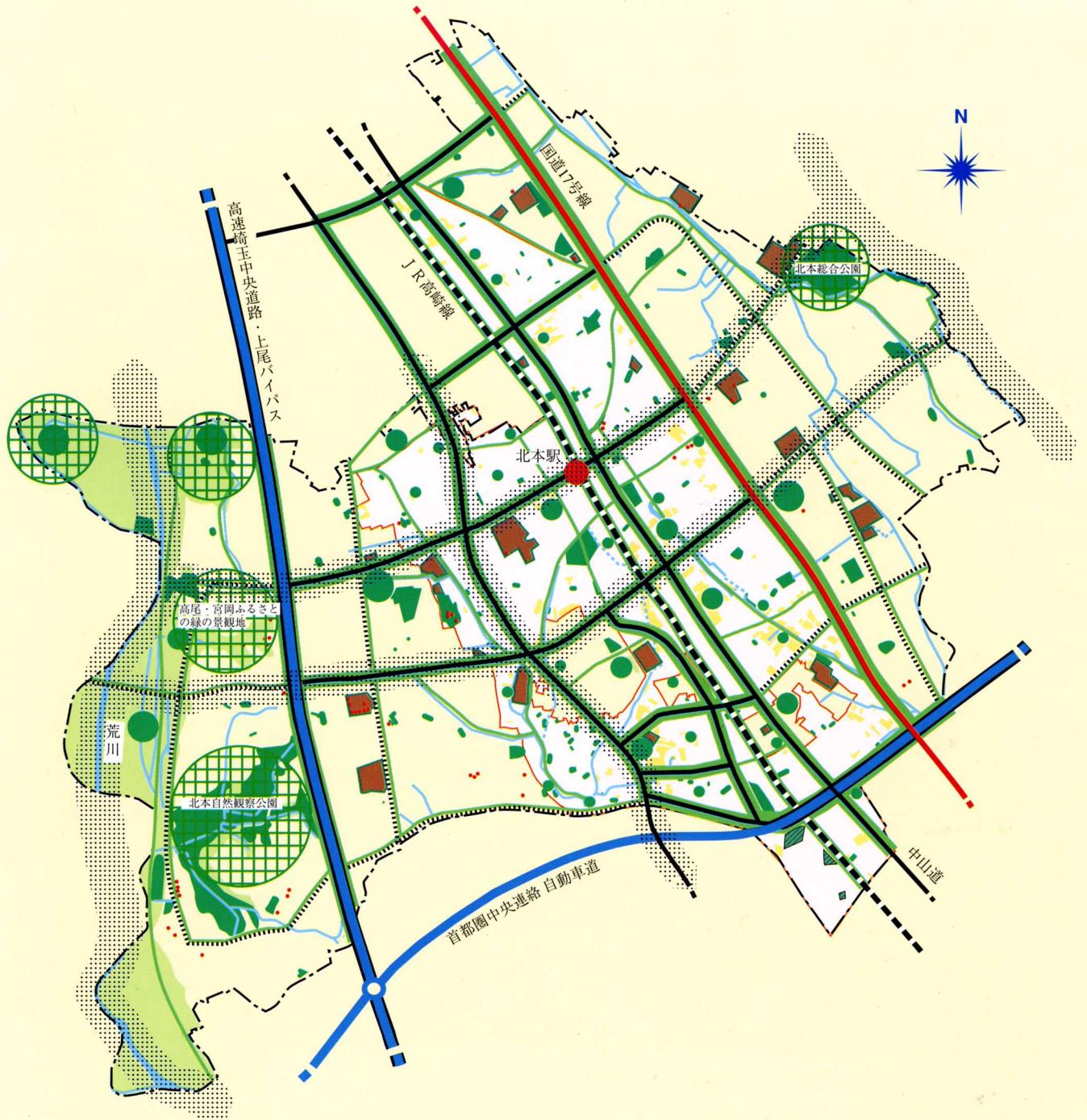
● **緑とは**：『緑』とは、北本市に点在する雑木林や屋敷林、市街化調整区域に広がる田園景観、荒川と河川敷周辺の緑、公園の緑、生け垣の緑など、北本の水や大地、空気などの『北本市の自然及び都市環境全体の緑』をイメージします。

北本市緑の基本計画では、『田園』の緑、『樹木や花』の色の緑、『自然』の緑をイメージする『緑』を基調として、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つの視点からの快適な都市づくりを目指すものであります。

● **はぐくむ**：『はぐくむ』とは、都市マスタープランの目標とともに、『育てる』、『高める』、『守る』ことから成り立ち、北本の風土に合った『緑』をかたちづくりあげることにより、つくる、守る、育てる、そして質を高め、『緑』を重視した北本らしい空間づくりや環境要素づくり、独自性のある快適な都市づくりを考え、行うものとしします。

● **快適な都市**：『快適な都市』とは、第三次北本総合振興計画における6つの目標のうち、本計画が深く係わる「緑と調和したうるおいのあるまち」、「豊かさを実感できる安全で快適なまち」及び「生涯学習を推進し新しい文化を創造するまち」を受けて、「うるおい」、「安全」及び「文化の創造」を包含した『快適な』都市づくりの実現を目指すことであります。

■ 緑の将来像図



緑地の整備・保全

- 都市公園の整備
- 既存公園・樹林の活用
- 生産緑地の保全
- 地域性緑地
- 保存樹木・樹林の保全

都市の緑化

- 公共施設の緑化
- 工場等民間施設の緑化

自動車専用道路

広域幹線道路 (国道)

幹線道路

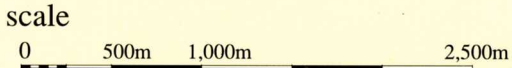
河川・水路

市街化区域

都市計画区域

緑のネットワーク

- 緑の拠点となる公園・緑地
- 緑道・サイクリングロード
- 風の道



北本市の緑の現況及び将来目標

現況

緑地・オープンスペース

平成7年度末、北本市の緑地の面積は322.37haで、これは、都市計画区域面積の16.2%を占めています。その約6割を荒川周辺の河川区域（182.00ha）が占めています。

■緑地・オープンスペースの現況面積（平成7年）

	都市計画区域面積 1,984ha	市街化区域面積 683ha
緑地	322.37ha	70.99ha
緑地の割合	都市計画区域の 16.2%	市街化区域の 10.4%

都市公園等の整備量

平成7年度末、北本市では、都市公園等が都市計画区域内で98ヶ所が整備され、市民1人当たりの公園面積は、7.3㎡となっています。

また、市街化区域では、都市公園等が73ヶ所が整備され、市民1人当たりの公園面積は、2.3㎡となっています。

■都市公園等整備量（平成7年）

	数	面積(ha)	1人当たり面積(㎡/人)
都市計画区域	98	51.38	7.3
市街化区域	73	12.29	2.3

※都市公園等：都市公園の他、公共施設緑地を含みます。

基本的課題

- ・市内に広がる田園空間屋敷林、樹林地、荒川等の水辺空間などの恵まれた環境を活かした整備や開発、保全を行う必要があります。
- ・安心して、遊びくつろげる身近な公園や緑地等を整備する必要があります。
- ・環境保全、レクリエーション、防災、景観の4つの視点からの総合的かつ計画的な公園・緑地づくりと相互のネットワークづくりを行う必要があります。

将来目標（平成27年度）

緑地の確保目標水準

目標水準	都市計画区域（1,984ha）の 概ね25%	市街化区域（683+62=745ha）の 概ね15%
緑地の確保目標値	概ね496.0ha	概ね110.0ha

都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

目標水準	都市計画区域面積	市街化区域
都市公園等の目標量	153ヶ所 119.21ha	115ヶ所 40.28ha
1人当たり面積	14.6㎡/人	6.6㎡/人

※都市公園等：都市公園の他、公共施設緑地を含みます。

■ 基本理念及び基本方針

緑の回廊まちづくり『グリーンネットワーク北本』

大きな緑の輪、小さな緑の和を創造しネットワークする都市づくり《緑地整備》

緑の拠点をつくり育てる

- ・荒川河川敷と周辺緑地、北本自然観察公園、高尾宮岡ふるさとの緑の景観地、樹林地など市街化調整区域に広がる『大きな緑の輪』である緑の拠点を守り、創り、育てて、相互にネットワークさせます。
- ・市街地内外に点在する雑木林、屋敷林、社寺林、市街地内の生産緑地など『小さな緑の和』である緑の拠点を守り、創り、育てて、相互にネットワークさせます。
- ・社寺林や屋敷林をはじめ、市内に点在する名木・古木を守ります。
- ・雑木林を環境学習やボランティア活動の場として活かし育てます。
- ・学校、病院等公共公益施設をはじめ工業地域などに新たな緑の空間を創り育てます。



憩い楽しむ公園を増やす

- ・安心して、遊びくつろげる身近な公園、スポーツや自然体験等のできる公園をつくります。
- ・地域にふさわしい特色ある公園をつくります。
- ・地域の人たちと行政が協力しあい、利用しやすい公園をつくります。
- ・これらの公園と緑地を相互にネットワークさせます。

恵まれた荒川流域の自然、歴史的資源、雑木林と共生する都市づくり《緑地保全》

自然環境と共生したまちづくり

- ・荒川河川敷のピオトープ公園、河跡湖、谷津、斜面林等をはじめ、市内を流れる中小河川、水路と周辺緑地を活かして、様々な生き物が生息できる自然共生環境づくりを進めます。
- ・荒川、赤堀川や中小河川沿いの樹林地や農地、谷津、斜面林、河跡湖等の自然を守ります。
- ・河川や湧水を活かした水辺に親しめる公園、緑地空間を創り育てます。
- ・雑木林、樹林地、農地、公園、河川などを活かし、水と緑のネットワークをつくります。



農業と共生したまちづくり

- ・農業を振興する地域や市街地周辺農地を確保し、都市の緑地を守ります。
- ・市街地の中にある「生産緑地地区」をはじめとする農地を守り、活かします。
- ・市民とともに栽培や収穫を楽しめる農園を創り育てます。
- ・田園環境、農地、果樹園、雑木林、屋敷林を活かしたふるさと村や恵みの里を創り育てます。

北本らしい花と樹木の街をみんなで展開創造し、連携する都市づくり《都市緑化》

北本らしい花と樹木の街をつくる

- ・道路や河川、公共公益施設等の公共空間に北本の風土に合った花や樹木を創り育てます。
- ・市民や企業と協力しあい、民有地の緑を増やし育てます。
- ・緑化を重点的に進めるシーズ（種地）を育て、北本の風土に合った花と樹木の美しい街づくりを推進します。



北本市民の緑の意識を高める

- ・市民や企業の緑を活かし、守り育てる活動を一層支援します。
- ・花いっぱい推進運動参加協力団体や北本市公園緑地公社等の推進団体など緑を守り育てる活動を通して、地域の人々の交流を深め、各地域が誇れる緑を創り育てます。
- ・緑を守り育てる活動のリーダーを各地域、自治会、商店会、町内会、企業、通り等様々な団体に展開育てます。

■ 市民と進める緑の施策

北本市では、緑化推進団体である（財）北本市公園緑地公社と連携し、公園緑地等の円滑な運営及び健全な利用の増進を図るとともに緑化の推進に努めていきます。

● 市民による緑化活動

「緑ではぐくむ快適な都市づくり」の実現には、市民や企業の皆さんの協力が必要です。そのため北本市では皆さんの積極的な参加協力を推進するため、次のような活動を行います。

花いっぱい運動推進事業

花を咲かせ、育てることを通じて、人間社会の良好なコミュニケーションの成立を目指すとともに、花と緑にあふれ、安らぎと潤いのあるまちづくりを進めます。

生垣設置奨励事業

緑化の推進と災害防止に効果のある生垣の普及を図ります。

北本市緑と花のまちづくり基金

緑の保全、緑化及び市の木、市の花の植栽、普及を目的とし、市民の皆さんの心温まる善意で、多くの緑を次世代に引き継ぐ、募金活動を行っていきます。



● 緑に関するイベント など

ボランティア団体等の協力を得ながら各種イベント等の開催を行い、市民が緑と触れあう機会をつくり出すことに努めます。

- ・みどりのフェスティバル
- ・公園緑地めぐり
- ・園芸講習会
- ・緑のなんでも相談窓口
- ・家庭緑化写真コンテスト等



● 緑に関する制度

北本市では、次の様な緑に対する制度を定め、緑の自然環境の保全を図っています。

北本市緑化推進要綱により

- ・保護地区の指定
- ・保護樹木の指定

これらの維持管理に必要な費用の一部を助成しています。